

住所が変わることによる変更手続等について

住民票などの取扱いは、次のようになります。

住所変更等の手続を必要とするものもありますので、それぞれ手続をお願いします。

住民票、戸籍、印鑑登録証について

自動的に修正されます。

国民健康保険証、国民年金について

自動的に修正されます。

郵便番号について

今回の合併に伴って郵便番号の変更はありません。

郵便物については、合併後も旧(現在の)住所表記でも届かなくなることはありません。

電話番号について

今回の合併に伴って電話番号の変更はありません。

自動車運転免許証等について

免許証、各種許可証の本籍・住所は更新時にあわせて変更してください。更新時以外に変更を希望される場合は、警察署又は運転免許センターで手続を行ってください。

パスポートについて

パスポート最終ページの「所持人記入欄」の住所はご自身で訂正できます。ただし、それ以外のページに書き込みをするとパスポートが無効となりますのでご注意ください。

非課税貯金について

合併後、速やかに手続が必要となりますので、最寄りの郵便局で手続を行ってください。

手続に必要なものは次のとおりです。

本人を確認する書類(新住所が掲載されているもの)

貯金証書・通帳

印鑑(届出印)

郵便局備付の異動届

車庫証明の取得について

今回の合併に伴って車庫証明の取得の必要はありません。ただし、定められた法律の改正が行われた場合には必要となる場合があります。

勤務先への届出

合併後、それぞれの勤務先にお問い合わせください。

発行 都幾川村・玉川村合併協議会事務局

〒355 - 0396 比企郡都幾川村大字桃木32番地

TEL 090 - 4374 - 5165

090 - 8645 - 4361

ホームページ <http://www.tokitama.jp>